

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和六年二月二十二日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

- 一 送達を受けるべき者  
別紙のとおり
- 二 送達すべき書類の名称  
三次圏都市計画道路事業三・四・一一八号巴橋栗屋線に係る土地収用事件の裁決書正本
- 三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 三次市 栗屋町	二八六一番 一二	山林	山林	二四	二四・五三	二四・五三
	二八六一番 五	山林	宅地	三三	三五・〇二	三五・〇二
	二八六一番 三四	山林	山林	七五	七五・九三	七五・九三
	二八六一番 三五	山林	山林	二一	二一・二九	二一・二九

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和六年三月十四日に、その書類の送達があつたものとみなされます。

別紙

- ・通知を受けるべき者

住 所	土地所有者 氏 名
65 Cairnhill Rd #23-02, The Ritz-Carlton Residences, Singapore	木下 正隆